

福岡市保健福祉審議会 第1回高齢者保健福祉専門分科会議事次第

日 時 平成 22 年 9 月 2 日 (木) 15 : 00 ~
場 所 アクロス福岡 大会議室

I 開会

II 報告事項

- 1 福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況について
- 2 高齢者実態調査の実施について

III 閉会

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会委員名簿

氏 名	団体名・役職等
青 木 武	福岡市自治協議会等7区会長会
池 田 良 子	福岡市議会議員
石 田 重 森	福岡大学
井 上 昭 義	被保険者代表（公募）
岩 城 和 代	岩城法律事務所
内 田 秀 俊	認知症の人と家族の会福岡県支部
浦 田 裕	西日本新聞社論説委員会
遠 藤 文 彦	福岡市社会福祉協議会
大 木 麻美子	福岡市老人福祉施設協議会
小 山 寿美子	福岡県社会福祉士会
川 口 秀 子	福岡県介護福祉士会
熊 谷 敦 子	福岡市議会議員
古 賀 清 恵	NPO笑顔
佐 藤 芙美子	被保険者代表（公募）
柴 口 里 則	福岡県介護支援専門員協会
下 郡 貴美恵	被保険者代表（公募）
白 津 陽 一	被保険者代表（公募）
竹之内 徳 盛	福岡市老人クラブ連合会
田 代 多恵子	福岡県看護協会
手 塚 裕 一	(社)福岡県高齢者能力活用センター
黨 實 雄	福岡市民生委員児童委員協議会
中 山 郁 美	福岡市議会議員
長 柄 均	福岡市医師会
鳩 野 洋 子	九州大学
廣津留 珙 子	福岡市介護保険事業者協議会

（敬称略・50音別）

福岡市保健福祉審議会 平成 22 年度第 1 回高齢者保健福祉専門分科会資料

資料 1 福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況

- 1 介護保険事業の実施状況 1
- 2 今年度の主な取り組み等 4
 - (1) 健康でいきいきとしたシニアライフの実現
 - ① 気軽にボランティアモデル事業について 5
 - (2) 要援護高齢者の総合支援の充実
 - ① 福岡市介護サービス評価事業について 6
 - ② 認知症対策（医療連携）について 8
 - ③ 成年後見制度利用支援について 10
 - (3) 安全・安心な生活環境の向上
 - ① 住宅整備資金貸付制度の見直しについて 12
 - (4) その他
 - ① 平成 22 年度「福岡市高齢者実態調査」の実施について 13

別冊資料 1

- ・ 福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況について
 - (1) 高齢者保健福祉施策の実施状況 1
 - (2) 介護保険事業の実施状況 18

別冊資料 2

- ・ 福岡市高齢者実態調査 調査項目（案）新旧対照表

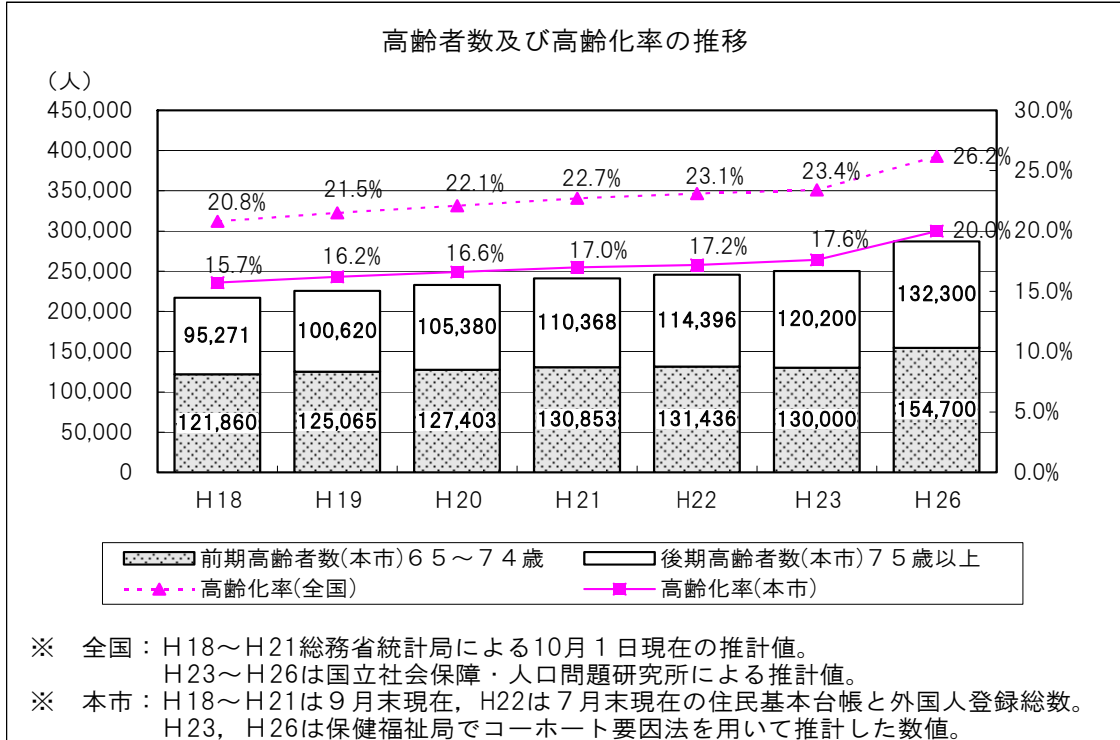
福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況

1 介護保険事業の実施状況

(1) 高齢者人口の推移

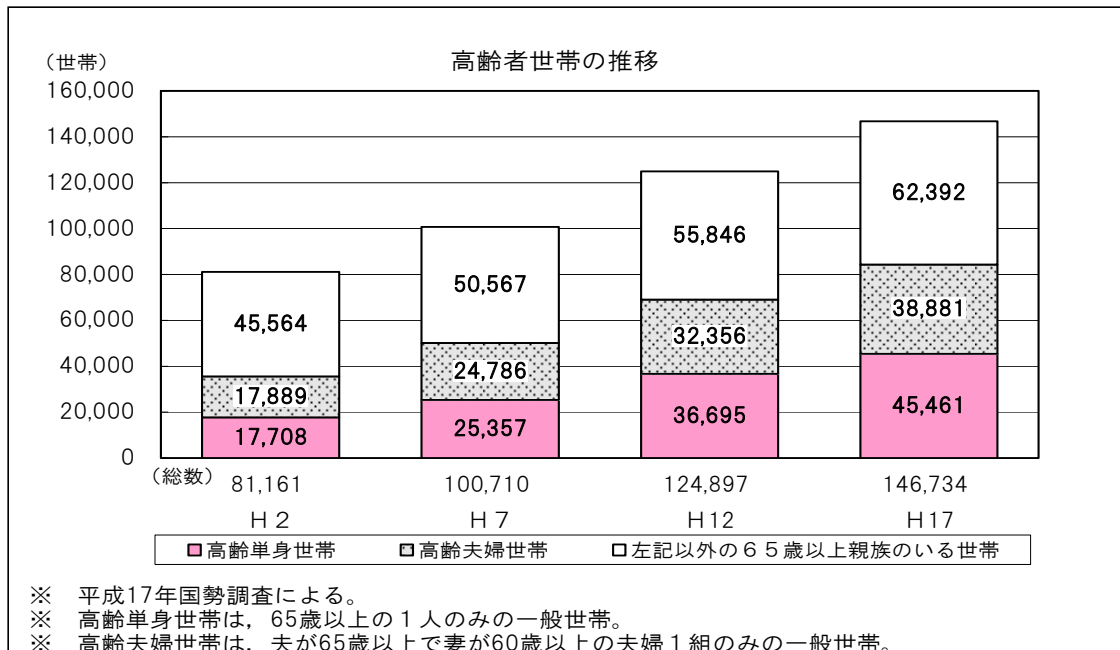
本市における65歳以上の高齢者人口は、平成22年7月末現在 245,832人で高齢化率は17.2%となっている。

本市の高齢化率は全国平均に比べると低いものの、平成26年には5人に1人(20.0%)が65歳以上の高齢者となり、高齢化が一層進展するものと見込まれている。



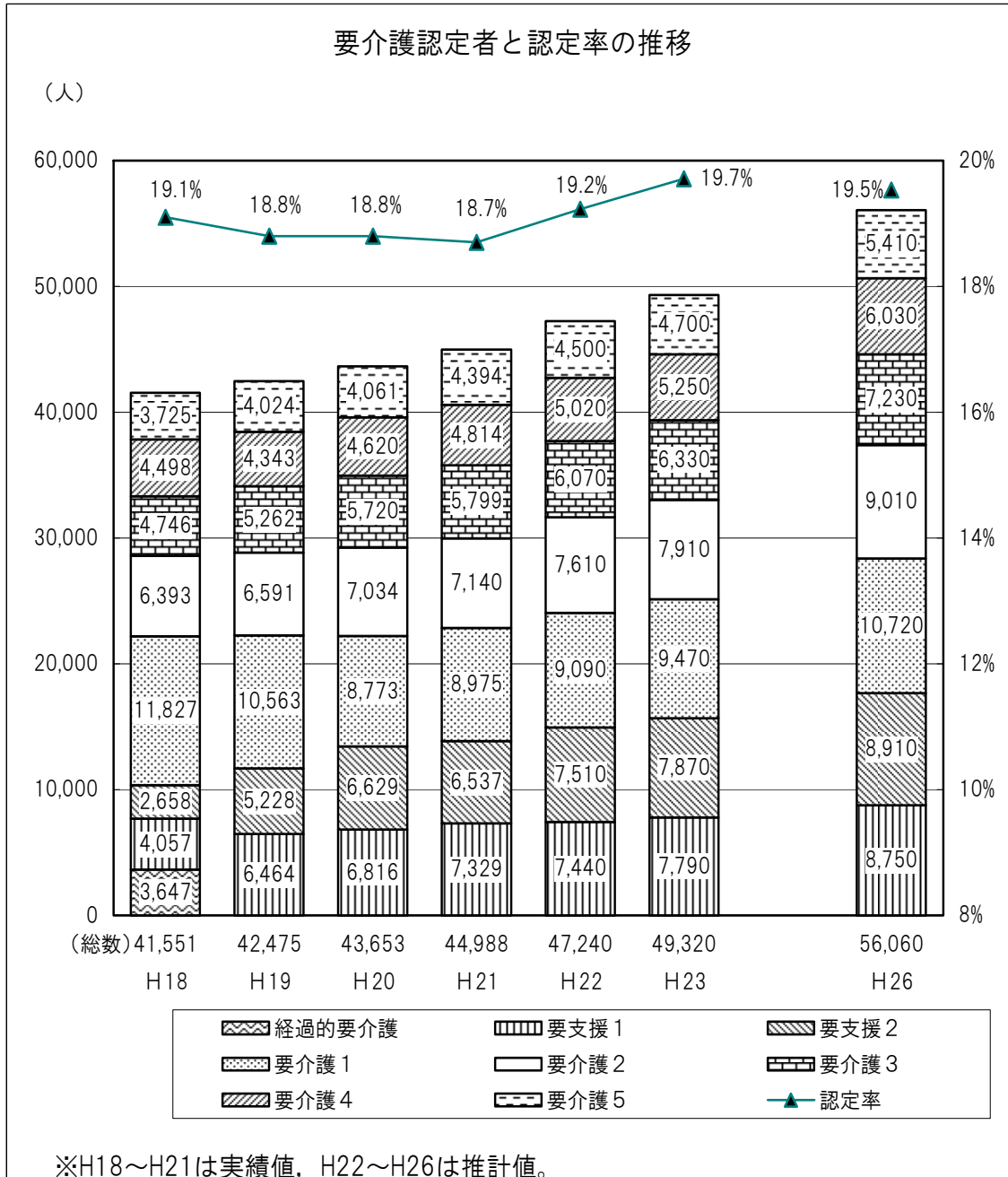
(2) 高齢者世帯の推移

平成17年国勢調査によると、本市の65歳以上の親族がいる世帯は146,734世帯(一般世帯全体に占める構成比23.2%)，高齢者単身世帯は45,461世帯(同7.2%)，高齢夫婦のみの世帯は38,881世帯(同6.1%)となっており、いずれも年々増加傾向にある。



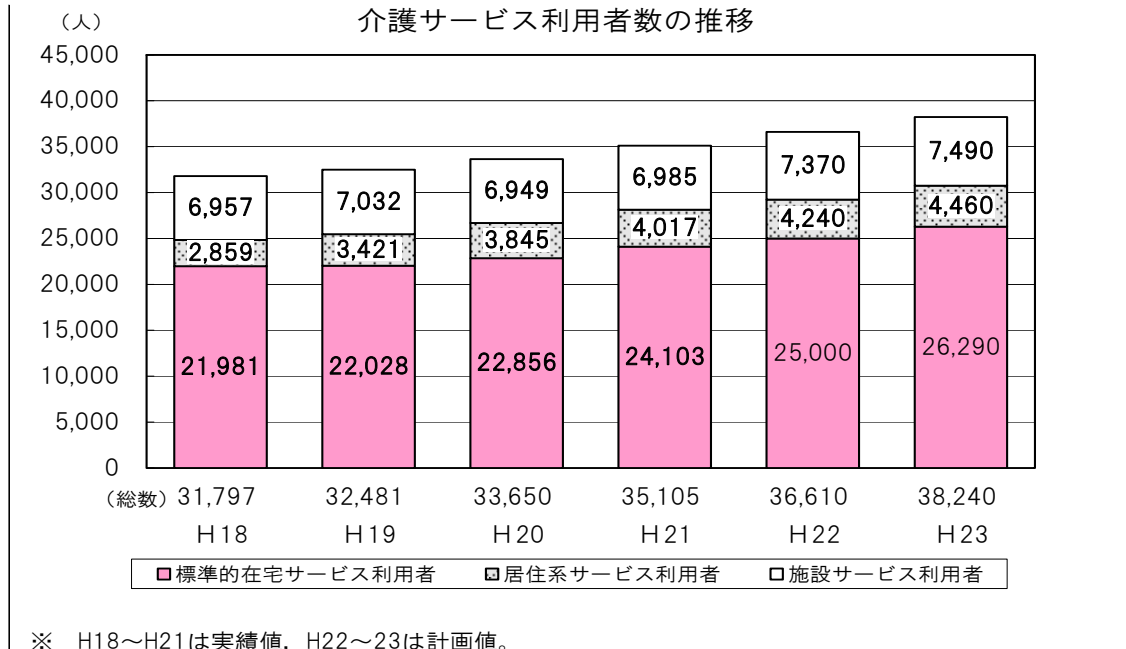
(3) 要介護認定者数の推移

要介護認定者及び認定率（65歳以上の高齢者に占める要介護認定者の割合）は、近年落ち着きを見せているが、高齢者人口の増加に伴い要介護認定者は増加を続け、第4期介護保険事業計画期間の最終年度である平成23年度の要介護認定者は49,320人に、また、平成26年度には56,060人になると見込んでいる。



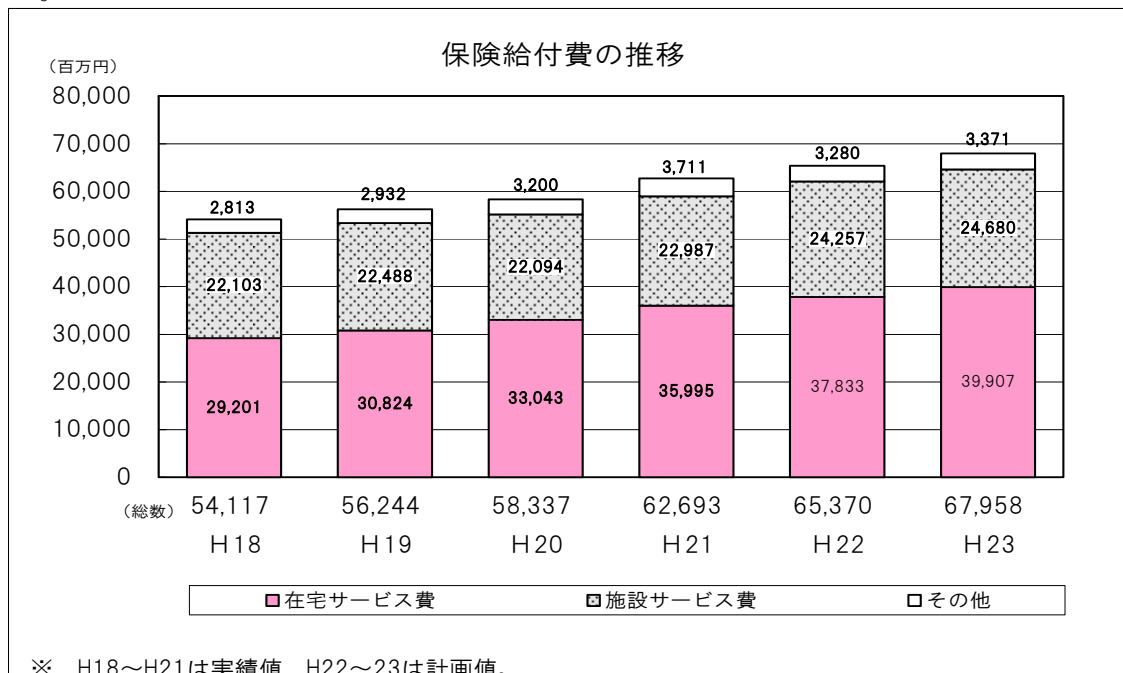
(4) 介護サービス利用者数の推移

介護保険サービス利用者数は、要介護認定者数の増加に伴い増加を続け、第4期介護保険事業計画の最終年度である、平成23年度には38,240人（標準的在宅サービス利用者26,290人、居住系サービス利用者4,460人、施設サービス利用者7,490人）になると見込んでいる。



(5) 保険給付費の推移

保険給付費は、介護サービス利用者数の増加に伴い増加を続け、第4期介護保険事業計画の最終年度である、平成23年度には67,958百万円（在宅サービス費39,907百万円、施設サービス費24,680百万円、その他3,371百万円）になると見込んでいる。



2 今年度・来年度の主な取り組み等

【基本理念】

高齢者一人ひとりが、生きがいを持ち尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができる地域社会の形成

【取り組みの視点】

(1)
健康でいきいきとした豊かなシニアライフの実現

【施策区分】

社会参加活動への支援

社会参加活動の環境整備

就業機会の確保

健康づくりの推進

介護予防の推進

【報告事項等】

①気軽にボランティアモデル事業について

(2)
要介護高齢者の総合支援の充実

在宅生活支援の充実

施設・居住系サービスの充実

介護サービスの質の確保・向上

認知症高齢者の支援体制の充実

権利擁護の推進

①福岡市介護サービス評価事業について

②認知症対策（医療連携）について

③成年後見制度利用支援について

地域生活支援体制の充実

総合相談機能の充実

地域ネットワーク体制の構築

(3)
安全・安心な生活環境の向上

高齢者居住支援

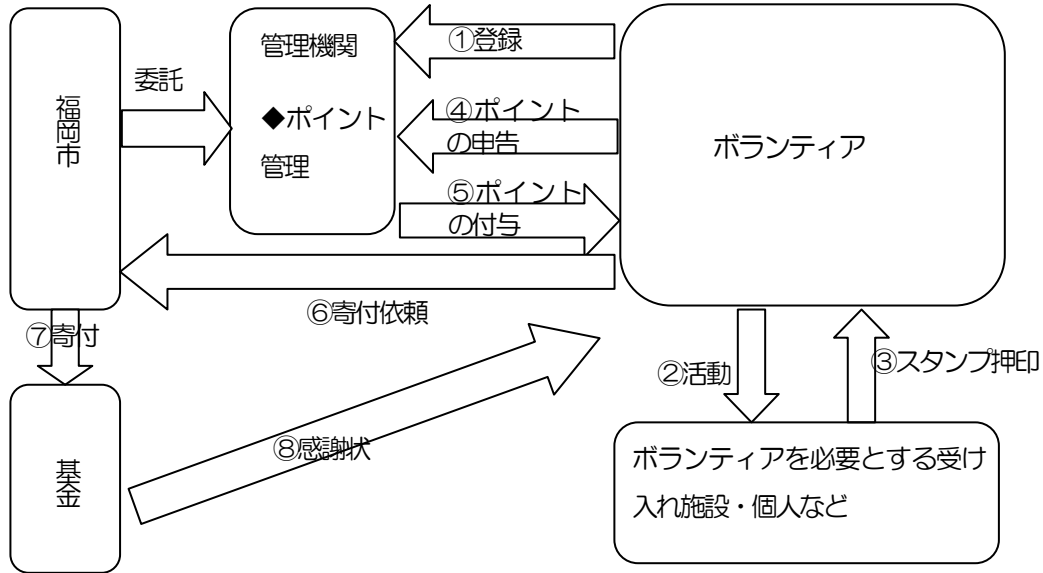
人に優しいまちづくりの推進

①住宅整備資金貸付制度の見直しについて

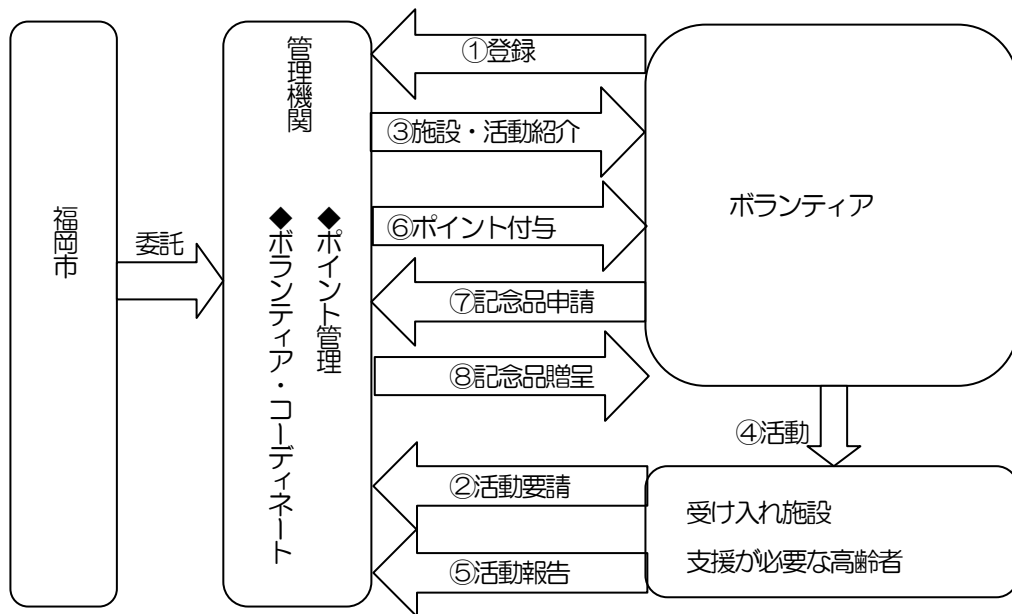
(1) 健康でいきいきとしたシニアライフの実現

①気軽にボランティアモデル事業について

前回提示案



今回提示案



変更点

- ・高齢者が気軽にボランティア活動することにとどまらず、支援が必要な高齢者が気軽にボランティアを頼めるよう、コーディネート機能の強化に重点を置く。
- ・ポイントに応じた記念品（健康グッズ）を本人に贈呈することで、介護予防にも結びつけたい。
- ・将来的には、元気な高齢者が地域福祉の担い手となっていただけるよう、ふれあいネットワークの活動とも連携を目指す。

(2) 要援護高齢者の総合支援の充実

① 福岡市介護サービス評価事業について

1 制度の概要

本市では、平成 14 年度から他都市に先行して、独自の介護サービス評価システムを構築し、「介護サービスの質の向上」と「サービス利用者の事業所選択に資する」ことを目的として、第三者評価機関による介護サービス評価事業を実施している。

〔事業内容〕 ①評価を受ける事業所の評価料負担への支援

②第三者評価機関の運営への支援

〔事業実績〕 認証事業所数(累計)(H22. 3. 31 現在) 276 事業所 (再受審を除いた数)

認証期間中事業所 (H22. 3. 31 現在) 83 事業所

年度	認証事業所	
H14 年度	30(30)件	…認知症高齢者グループホームの外部評価開始
H15 年度	89(86)件	
H16 年度	81(67)件	
H17 年度	129(60)件	
H18 年度	62(16)件	…介護サービス情報の公表、地域密着型サービスの外部評価開始
H19 年度	67(9)件	…福岡県福祉サービス第三者評価事業開始
H20 年度	34(5)件	
H21 年度	49(3)件	
計	541(276)件	※()内は再受審を除いた数で内数。

2 現状及び課題

- (1) 介護サービス評価事業を受審する事業所が減少傾向にある。
- (2) 「介護サービス情報の公表」や「地域密着型サービスの外部評価」が義務づけられるとともに、福岡県福祉サービス第三者評価事業が開始するなど、サービスの質の評価や利用者への情報提供を目的とした制度の開始・拡充が図られている。

【参考】

①地域密着型サービスの外部評価

平成 14 年度から認知症高齢者グループホームの外部評価が義務化され、地域密着型サービスが創設された平成 18 年度からは小規模多機能型居宅介護事業所も評価対象に加え、原則年 1 回の外部評価の受審が義務づけられている。

②介護サービス情報の公表

平成 18 年 4 月 1 日の介護保険法改正により、「介護サービス情報の公表」が始まり、事業者年に 1 回の情報の公表が義務づけられた。対象サービスが順次拡大され、平成 21 年度からは介護予防事業を含めた全介護サービス事業を対象としている。

③福岡県福祉サービス第三者評価事業

国の福祉サービスに対する第三者評価に関するガイドラインに基づき、平成 19 年 7 月、福岡県に「福岡県福祉サービス第三者評価推進機構」が設置され、平成 20 年 3 月から第三者評価事業の運用が開始されている。

3 今後の取組の方向性について（案）

(1) 方向性（案）

- 介護サービス評価事業については、類似する制度が開始、拡充されている状況等に鑑み、平成 22 年度末をもって、本事業の新規募集を停止することとする。
- 本事業の目的等を踏まえ、本市の介護サービスのさらなる質の向上を図るため、特に、小規模の事業所が利用しやすいような新たな取組み及びその実施方法等について検討を進める。

(2) 新たな取組（案）について

① 介護保険事業者運営支援（仮称）～第三者評価の視点を活用した研修等の実施～

- 本市の介護サービス評価事業（第三者評価）の受審事業者は、複数の事業所を有している（規模が大きい）法人が受審している傾向にある。
- そこで、従来の第三者評価の項目や視点を活用しながらも、実施方法の簡素化を図り、適切な事業所運営に関して助言等を行う事業所運営支援のための取組について検討を進める。

② 個別訪問相談援助（仮称）～事業者間の相互支援体制の確立～

- 高齢者の増加に伴って、本市の要介護認定者の約 5 割を占める、「認知症」の増加が予想され、認知症高齢者の支援がこれまで以上に求められている。
- そこで、認知症介護に何らかの課題を抱えており、助言等をもらいたいという事業所に対して、認知症ケアに関する課題解決を援助するため、介護の現場で活躍している人材を派遣するなどして、気軽に相談できる事業所間の相互支援体制のネットワークづくりについて検討を進める。

② 認知症対策（医療連携）について

福岡市における認知症疾患医療連携について

1. 目的

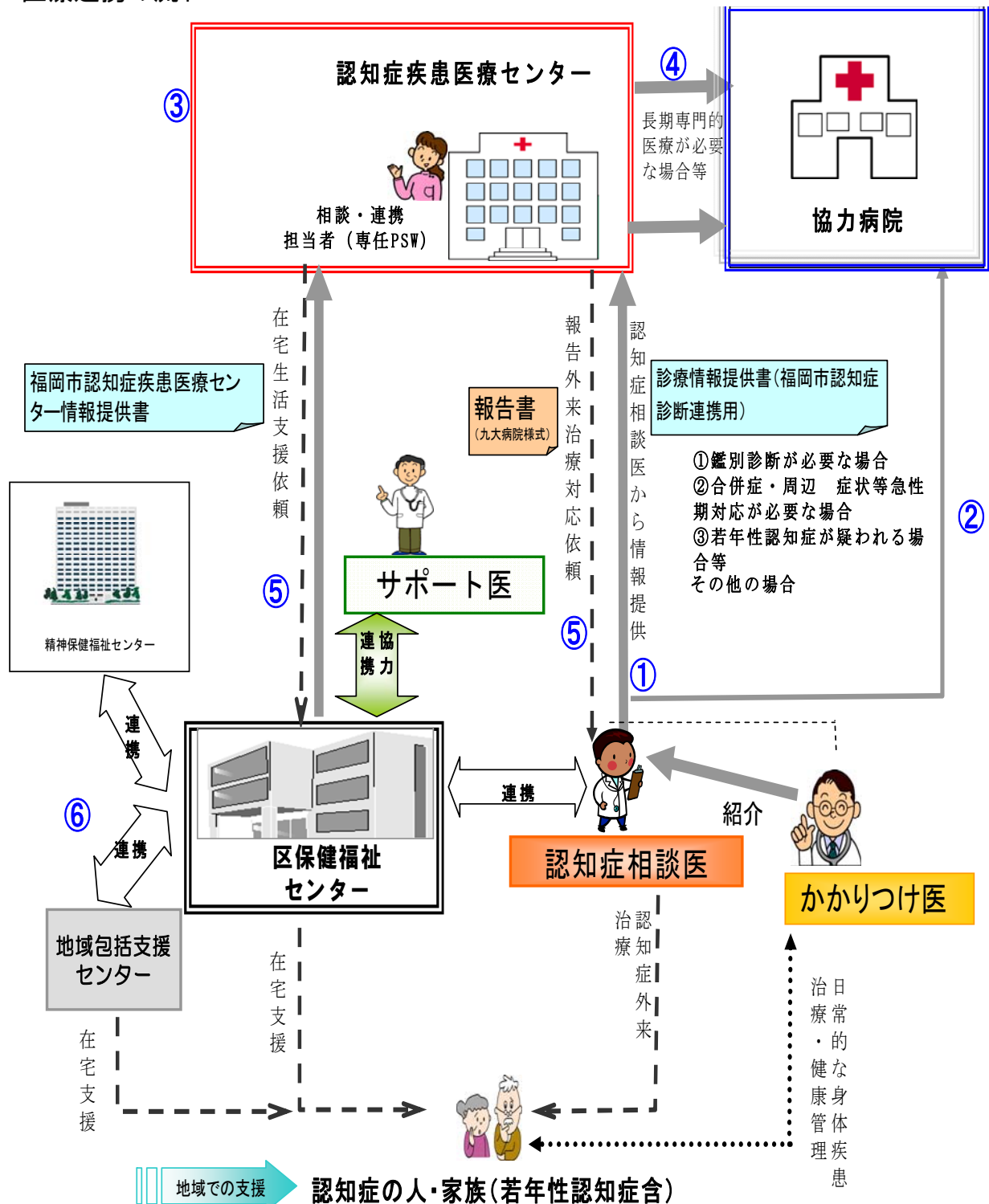
認知症高齢者等の支援体制の充実の一環として、認知症の早期発見・早期治療体制の整備を図る。

また医療と保健、介護、地域連携の推進をはかるため認知症疾患医療センターを整備し、福岡市における医療相互連携の総合的かつ継続的な支援体制を確立する。

2. 認知症疾患医療センターに紹介するケース基準

- ①鑑別診断が必要な場合
- ②合併症・周辺症状等急性期対応が必要な場合
- ③若年性認知症が疑われる場合
- ④その他の場合

3. 医療連携の流れ



- ① 認知症相談医(福岡市独自)(場合によってはかかりつけ医)が診療の中で、必要に応じ簡易スクリーニング等を実施。紹介するケース基準等を確認し、認知症相談医等から認知症疾患医療センターへ情報提供する。
- ② 患者や家族が身近な病院を希望した場合、認知症相談医は患者・家族話し合いの上、協力病院等へ紹介する。
- ③ 認知症疾患医療センターは、紹介を受けた患者について、紹介目的を確認、目的に応じて診断・治療・ケア方針を決定する。
- ④ 認知症疾患医療センターは、長期の専門的な治療が必要な場合等必要に応じて、協力病院へ紹介する。
- ⑤ 認知症疾患医療センターは、診察結果及び治療方針を認知症相談医(場合によってはかかりつけ医)へ報告し、患者・家族から同意を得た上で福祉サービス等が必要な場合は、居住区の保健福祉センターへ福岡市認知症疾患医療センター情報提供書をもって情報提供する。
- ⑥ 区保健福祉センターは必要に応じて、認知症疾患医療センター、認知症相談医、かかりつけ医、地域包括支援センター・ケアマネージャー等と連携し、患者の在宅生活を支援する。

認知症疾患医療センターの役割

- (1) 専門医療相談
- (2) 鑑別診断とそれに基づく初期対応
- (3) 合併症・周辺症状への急性期対応
- (4) かかりつけ医、関係機関等への研修会開催
- (5) 認知症疾患医療連携協議会の開催
- (6) 情報発信等

協力病院の役割

認知症疾患医療センターと連携し、合併症やBPSD(Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia)への急性期対応(外来・入院)及び鑑別診断への協力

* BPSD・・・不安・うつ状態・幻覚・妄想・徘徊・興奮などの行動・心理症状

サポート医の役割

サポート医・・・地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師

行政、関係機関やかかりつけ医等との連携推進役

行政等と協力して研修企画、講師役等

認知症相談医(福岡市独自)の役割

地域での認知症相談、認知症スクリーニング、初期診断、鑑別診断後の認知症治療通院先としての受け入れ対応可能

かかりつけ医(通院医療に対応するすべての科の主治医≒ホームドクター)の役割

初期診断での発見・気づき、専門機関誘導、一般患者として日常的な身体疾患対応
今後の課題)

厚生労働省要綱に示された「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の受講者を増やす。
認知症相談医として医療連携できる医師を増やす。

区保健福祉センターの役割

認知症疾患医療センターから連絡があった方への在宅支援、関係機関(地域包括支援センター等)との連絡調整等

③成年後見制度利用支援について

1 現況

○相談・申立支援について

- ・相談等については、各区保健福祉センター、いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）で、制度説明や専門相談窓口の紹介、親族等の申立支援等の対応を行っている。
- ・家庭裁判所へ後見開始等の申立てる親族がいない場合などは、市長が申立てを行っている。
- ・市長が申し立てた者のうち、費用の負担が困難な場合は、申立費用及び後見人等報酬の助成を行っている。

○普及啓発活動、関係機関・団体との連携について

家庭裁判所との共催による成年後見制度説明会やイベントでのパネル展示などで広報・普及啓発活動を行うとともに、関係機関・団体の各種取組の周知や紹介などの支援を行っている。

2 課題

○相談・申立支援の強化

- ・認知症高齢者等の増加によるニーズに対応するため、相談から申立支援までを一元的に行う相談窓口の設置など、相談・支援体制の強化が必要である。
- ・虐待事例などの困難事例等へ成年後見制度が効果的に活用できるようなシステムづくりが必要である。
- ・国の実施要綱が改正され、市長申立以外の低所得者に係る親族等申立にも費用助成の対象が拡大されたことに伴い、本市の助成対象拡大について検討する必要がある。
- ・福岡市社会福祉協議会が、判断能力が少し不十分な方に対して行う日常生活自立支援事業から成年後見制度へ円滑に移行できるしくみづくりが必要である。

○普及啓発活動、関係機関・団体との連携強化

市民が広く制度を理解し利用できるよう、効果的な普及啓発活動の検討や、成年後見人等の担い手であり専門性を有する関係団体等との連携強化が必要である。

○成年後見人等の確保

認知症高齢者等の増加や制度の利用促進に伴い、成年後見人等の担い手不足が予測され、新たな後見活動の担い手の確保が必要である。

3 今後の方向性

上記課題について、本市の助成対象拡大については、他都市の状況を見ながら検討し、その他については、成年後見制度の利用促進・支援の中核拠点として、関係機関・団体等と連携して、主に次のことを行うセンターの設置を検討する。

○相談・申立支援の強化

- ・各区保健福祉センター等の既存の相談支援機能と連携しながら、一般相談・専門相談や申立支援を行う専用窓口を設置する。

- ・専門職が困難事例等へ相談の初期段階から関与し、支援について検討する場を設ける。
- ・日常生活自立支援事業の契約時点で、成年後見制度への移行を見据えた対応を行うなど、日常生活自立支援事業を行う「あんしん生活支援センター」と前述センターの連携を図る。

○普及啓発活動，関係機関・団体との連携強化

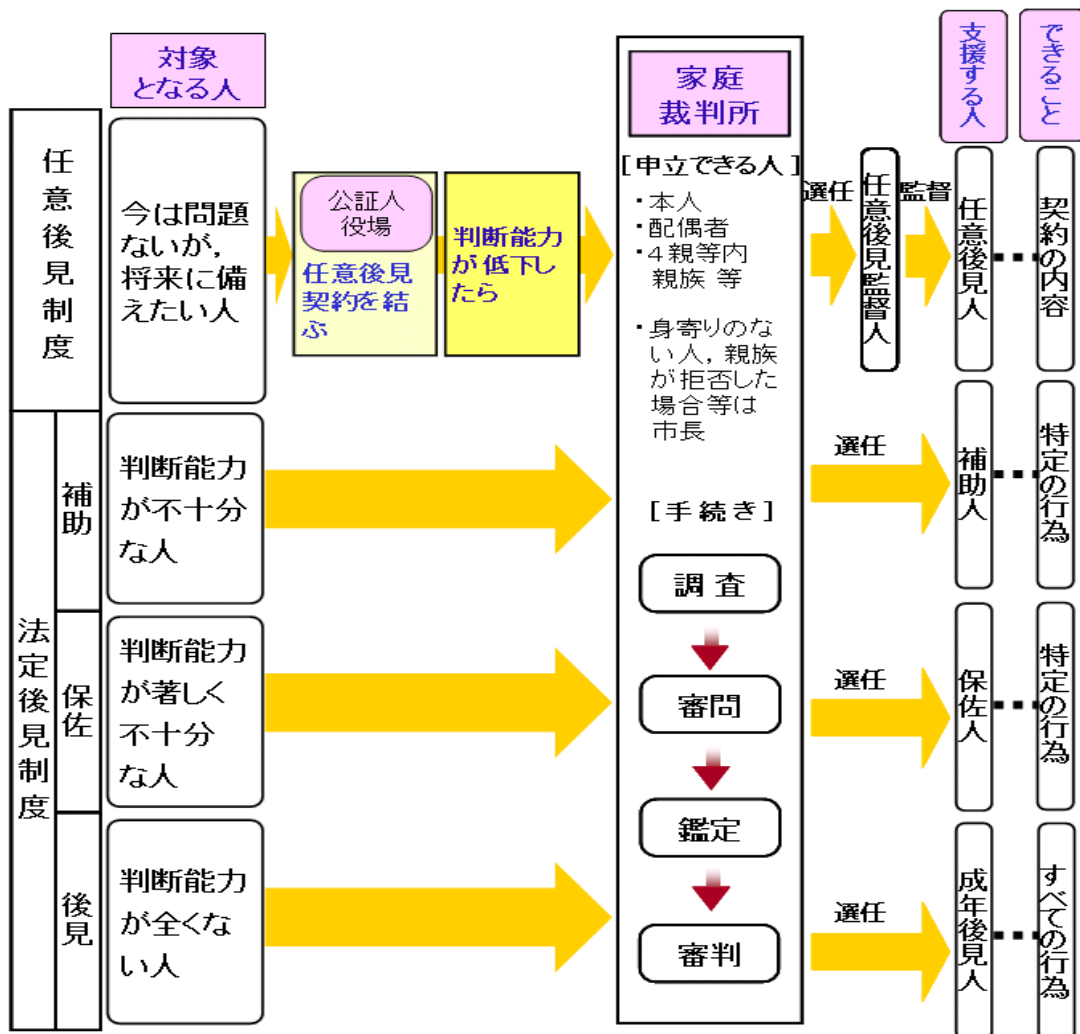
印刷物等を活用した情報提供，講演会の開催など，市民等を対象とした幅広い普及啓発活動を行う。また，センターの事業運営における活動などを通じて，関係機関・団体の連携強化を図り，本市の成年後見制度の利用を推進する。

○成年後見人等の確保

新たな後見活動の担い手として，地域活動等に関わってきた人，保健・医療・福祉等の専門職や一般市民を「市民後見人」として養成するとともに，後見活動の支援等の環境を整備する。

成年後見制度

認知症等によって判断能力が十分ではない方について，家庭裁判所が権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで，本人を法的に支援する制度である。



(3) 安全・安心な生活環境の向上

①福岡市障がい者・高齢者住宅整備資金貸付事業の見直しについて

1 現状

本市において、高齢者及び身体障がい者等が、住宅の増改築又は改造を行う場合に必要な資金を貸し付ける事業として、次の2つの制度がある。

①「福岡市障がい者高齢者住宅整備資金貸付事業（以下、「本事業」という。）」

福岡市が貸付原資を市社会福祉協議会に貸し付け、市社会福祉協議会が利用者へ貸付を行う。

②「生活福祉資金貸付制度」

県社会福祉協議会が市・区社会福祉協議会に相談・受付業務を委託して、資金の貸付は県社会福祉協議会が行う。

2 課題

本事業については、近年、利用者が低迷している状況である。（表1参照）

また、生活福祉資金貸付制度は、平成21年10月に改正され、貸付利率の引き下げや連帯保証人要件の緩和など充実が図られ、本事業よりも有利な条件になっている。（表2参照）

3 方向性

以上のことから、本市が本事業を継続する必要性は希薄となってきたため、平成22年度末をもって廃止することとし、利用者への周知を図る。

[表1：貸付件数の推移] ※延べ利用者：高齢者277人(S48～H21)、障がい者16人(H5～H21)

区分	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者
件数	0	0	1	1	0	1	1	3	1	0	0	0
金額	0	0	2,000	2,000	0	2,000	1,540	6,000	600	0	0	0

[表2：生活福祉資金貸付制度・住宅整備資金貸付比較]

資金種類	生活福祉資金貸付 (平成21年10月改正)	住宅整備資金貸付
内容	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅の増改築又は改造に必要な資金
対象	前年度の所得にかかる市町村民税が非課税程度の世帯 (1) 低所得者世帯・・・世帯収入が生活保護基準の2.25倍程度以内 (2) 高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者の属する世帯で、世帯収入が生活保護基準の2.5倍程度以内 (3) 障がい者世帯・・・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯で、世帯収入が生活保護基準の3倍程度以内	住宅の増改築又は改造が必要であり、かつ自力でその整備を行うことが困難な以下のいずれかに該当する世帯の生計中心者 (1) 60歳以上の親族と同居している、又は居室等の整備後1ヶ月以内に同居しようとする世帯 (2) 身体機能の低下したおおむね65歳以上の者がいる世帯 (3) 身体障がい者手帳の交付を受けた肢体障がい1～6級、又は視覚障がい者1～4級の者がいる世帯 (4) 療育手帳の交付を受けた知的障がい者がいる世帯
貸付限度額	250万円	200万円
償還期間	7年以内	10年以内
貸付利率	・連帯保証人あり→無利子 ・連帯保証人なし→年1.5%	年利3% * 事務費へ充当
連帯保証人	原則1名必要だが、保証人なしでも申込可	1名必要

(4) その他

① 平成22年度「福岡市高齢者実態調査」の実施について

1 概要

平成23年度の「福岡市高齢者保健福祉計画」の策定に向けて、本市に在住する高齢者の生活実態及び保健福祉に関するニーズ・意識などを把握し、高齢者保健福祉施策の推進や介護保険制度の円滑な実施に向けた施策を検討するため、必要なデータの収集や分析を行う。

2 調査の種類・目的・対象者

種類	目的	調査対象者
①高齢者一般調査	・高齢者保健福祉施策を推進するための課題の把握や、対応する施策の検討	市内在住の60歳以上の在宅高齢者 5,000人（無作為抽出）
②在宅サービス利用者調査	・介護保険サービスの必要量や介護保険制度の円滑な実施に向けた施策の検討	在宅サービス利用者 5,000人（無作為抽出） ※第2号被保険者（40歳～64歳）を含む
③在宅サービス未利用者調査	・第5期介護保険事業計画の策定にあたって必要なデータの収集	要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用していない者 3,000人（無作為抽出） ※第2号被保険者（40歳～64歳）を含む
④施設等サービス利用者調査		市内の介護保険3施設及びグループホーム入所者 1,500人（無作為抽出） ※第2号被保険者（40歳～64歳）を含む
⑤介護支援専門員調査		市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員 約1,000人（悉皆調査）

3 調査方法

調査票の送付は前回同様に郵送とする。

※「高齢者一般調査」「在宅サービス利用者調査」「在宅サービス未利用者調査」は本人宛に郵送し本人から郵送回収。

「施設等サービス利用者調査」は施設に郵送し施設から郵送回収。

「介護支援専門員調査」は事業所に郵送し介護支援専門員から郵送回収。

4 スケジュール

- ・調査票作成 平成22年 9月
- ・調査票の送付, 回収 平成22年10月～11月
- ・調査結果のデータ整理, 分析・研究 平成23年 2月
- ・調査結果のまとめ 平成23年 3月

5 調査項目の概要（案）

基本的な考え方

- 調査項目については、基本的に平成19年度の調査項目を継続する。
- 上記のほか、調査項目の追加や分析方法等の工夫により、昨今の課題を踏まえた高齢者の実態把握につなげる。

① 高齢者一般調査

※ゴシック体は新規調査項目

回答者の属性	性別，年齢， 居住町（圏域） ，世帯構成，収入，要介護認定
住居の状況	住居形態， 家賃 ，住居で困っていること， 住み替えに関すること
日常生活	食事の状況， 買い物の状況 ，外出状況，利用交通手段， 外出の際困っていること，心配ごと，相談相手，近所づきあい， 孤立死について ， 災害時の避難について ，情報の入手方法 等
健康・福祉	健康状態，健康のために行っていること，生活状態， かかりつけ医について，受診状況，介護予防について， 健康について知りたいこと，認知症について， 成年後見制度について 等
保健・福祉サービス	健診について，特に受けたいサービス，転倒予防教室， いきいきセンターふくおか，介護実習普及センター， 高齢者乗車券制度 等
生きがいと社会参加	ボランティア活動への参加状況，生きがい感，社会活動に必要なこと， 老人クラブ活動への参加状況，福祉施設等の利用状況， 文化教養講座等への参加状況 等
介護保険制度	制度に対する評価，保険料の負担感，介護保険ボランティア制度 等
今後の介護	介護が必要になったときの意向，高齢者施策に関する行政への意向

② 在宅サービス利用者調査

③ 在宅サービス未利用者調査

④ 施設等サービス利用者調査

ア 共通・基本事項

本人回答	回答者の属性	性別，年齢， 居住町（圏域） ，世帯構成，交流のある近隣親族の有無，収入，要介護度，要介護となった時期・原因 等
	日常生活	食事，住居形態，住居で困っていること
	保健・福祉サービス	いきいきセンターふくおかについて，介護実習普及センターについて
	介護保険制度	介護保険制度の満足度，介護や福祉サービスの相談先，保険料の負担感 等
介護者回答	介護者	主な介護者の状況，介護期間，一日の介護時間，介護に対する考え方，在宅介護に特に必要なサービス，高齢者虐待防止法について 等
本人・介護者回答		介護保険制度に関する意見，要望

イ 在宅サービス利用者調査

本人 回答	介護保険 サービス	ケアマネジャーについて、介護サービスの量や質の満足度、 介護予防サービスについて、地域密着型サービスについて、 利用料金について、サービスの利用額について、 今後の介護の希望、利用したいサービス 等
介護者 回答	介護者	介護保険サービスを利用する上で困っていること

ウ 在宅サービス未利用者調査

本人 回答	日常生活	日常生活の支援者について、在宅生活で困っていること
	介護保険 サービス	サービス未利用の理由、地域密着型サービスについて、 在宅生活で困っていること、今後のサービス利用意向 等

エ 施設サービス利用者調査

本人 回答	回答者の属性	施設入所前の世帯状況、入所施設の種類、施設入所を希望した理由、 施設入所前の在宅サービス利用状況 等
	介護保険 サービス	自己負担金の負担感・負担者、医療サービスの状況、外泊の状況、 現在のサービスの質に対する満足度 等

⑤ 介護支援専門員調査

勤務状況	性別、年齢、業務従事期間、資格、勤務形態、勤務状況、兼務の状況 等
ケアマネジメント	担当件数、不足するサービス、保険外のサービス利用 等
関係機関との 連携	主治医との連携、主治医・サービス事業者以外との連携、 いきいきセンターふくおか・区役所との連携
処遇困難	処遇困難事例への対応、虐待について
資質向上	スキルアップのための取り組み
予防給付	予防給付サービスの効果 等
行政の役割	サービス基盤の整備が必要なサービス 等
介護保険制度に関する意見、要望	